

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	佐世保市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.sasebo.lg.jp/soumu/jyohou/mynumber_seido.html">https://www.city.sasebo.lg.jp/soumu/jyohou/mynumber_seido.html</a>

中止

執行機関名 佐世保市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		佐世保市特定個人情報の保護等に関する条例 別表第1 第4の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	佐世保市地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)実施要綱第7条、第14条、第20条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第7条 移動支援事業は、屋外での移動が単身では困難な<u>障害者等</u>について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。  第14条 日中一時支援事業は、<u>障害者等</u>の放課後等の日中における活動の場を確保し、社会に適応する訓練を行うとともに障害者等の家族に対する就労支援及び一時的な休息の提供並びに障害者等の家族が障害者等の介護ができなくなった場合における<u>障害者等</u>の一時的な保護を目的とする。  第20条 訪問入浴サービス事業は、家庭において入浴が困難な重度身体障害者に対して、移動入浴者による訪問入浴サービスを提供することにより、<u>福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>佐世保市地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス)実施要綱</p>